

つるみ区社協助成事業（共同募金配分事業）実施要綱

1 目的

鶴見区において、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、活動している団体が実施する事業を助成し、より充実した事業実施ができるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）とする。

3 実施方法

(1) 申請対象

鶴見区において活動している団体で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的に実施する事業の実施経費のうち、助成対象となる経費を対象とする。（別表参照）

(2) 申請時期

本助成金の申請時期は、実施年度の4月1日～4月30日とする。

(3) 申請方法

「つるみ区社協助成事業申請書」（様式1）に次にあげる関係書類を添え、区社協へ提出する。郵送は受け付けない。

ア 会則または定款や規約

イ 役員名簿

ウ 助成事業実施計画書及び予算書（様式2）

エ 前年度事業・決算書（団体等の事業内容がわかる資料）

(4) 交付金額

助成金交付金額は1事業につき、3万円を上限とする。

年間事業費総額の10%以上の自主財源を必要とする。

助成金は共同募金を充て、助成金額は、当該年度の共同募金配分金の20%以内とする。ただし、助成金額には、本助成金の運営に必要な振込手数料等の事務経費を含む。

(5) 審査

共同募金の配分が決定した後、区社協理事会において審査する。

ただし、一部減額または不交付になることもある。

(6) 交付決定通知

助成金の交付（一部減額を含む）及び不交付を決定したときは、団体代表者に対し、「つるみ区社協助成事業交付決定通知書」（様式3）により通知する。

(7) 交付請求

交付決定通知を受けた団体は、「つるみ区社協助成事業交付決定通知書」（様式3）を受理した日から30日以内に「つるみ区社協助成事業交付請求書」（様式4）を区社協会長に提出する。

(8) 交付

区社協は助成金の請求を受けた後、すみやかに手続きをし、指定された銀行口座に助成金の振込みを行う。

(9) 助成事業報告

助成金を受けた団体は事業終了後、1ヶ月以内に「つるみ区社協助成事業報告書」（様式5）に次にあげる関係書類を添え、区社協へ提出する。

ア 助成事業実施報告書及び決算書（様式6）

イ 領収書の写し

ウ 事業の実施状況がわかる写真（共同募金配分事業であることがわかるもの）

4 交付条件

助成金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成金は、交付対象事業以外に使用してはならない。対象事業以外に助成金を使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがある。
- (2) 助成金にかかわる通帳および証拠書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。

5 細則

本事業の実施にあたり、必要な事項は会長が定める。

6 付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。